

8-4. 居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証について

令和3年10月1日から、利用者の意向や状態像に合った訪問介護の提供につなげることのできるケアプランの作成に資するために、区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ、訪問介護が利用サービスの大部分を占めるケアプランを検証します。

厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第336号）に該当する場合であって、かつ、市から提出の求めがあった場合は、当該ケアプランを市へ届け出してください。【ページID 1043193】

1. 対象となる事業所の要件について

居宅介護支援事業所単位で、（1）区分支給限度基準額の利用割合が7割以上、かつ、（2）その利用サービスの6割以上が「訪問介護サービス」である居宅介護支援事業所が対象になります。

2. 届出が必要となるケアプランについて

上記の要件（1）および（2）に該当する被保険者の中で、一宮市が指定した被保険者のケアプランを届け出る必要があります。

3. 提出書類について

- ・居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証に係る届出書

- ・アセスメント表

- ・居宅サービス計画書「第1表」～「第7表」の写し

※居宅サービス計画書「第1表」は、利用者へ交付し署名があるもの。

※居宅介護支援経過「第5表」は、訪問介護を位置付けた理由を記載したページのみの提出で可。

※居宅サービス計画書「第6表」は、実績まで記載したもの。

※用紙サイズはA4判に統一してください。

- ・訪問介護計画書の写し

※指定居宅介護支援事業所（介護支援専門員）が訪問介護事業所から提供を受けたもの。

4. 提出の詳細について

対象となる居宅介護支援事業所には介護保険課から案内通知を郵送します。提出期限は案内通知にてお知らせします。

提出先：福祉部介護保険課介護保険グループ給付担当（市役所本庁舎2階26番窓口）

提出方法：原則として持参。郵送での提出を希望される場合は、事前に一宮市へご連絡ください。

5. ケアプランの検証について

- ・一宮市では、提出された居宅サービス計画書等について地域ケア会議で検証を行います。

※ケアプランを作成した介護支援専門員に参加していただき、ご説明いただく場合があります。

- ・地域ケア会議等でケアプランの見直しが必要となった場合、居宅介護支援事業所は検証対象のケアプランについて再検討を行うとともに、事業所内において同様・類似の内容で作成しているケアプランについても再検討を行ってください。

- ・居宅介護支援事業所は再検討の結果を市へ報告してください。

【一宮市からの結果通知を受領した後に、ケアプラン検証の結果に基づく報告書（様式2）を作成・提出してください。なお、再検討の結果ケアプランの見直しが行われない場合は、引き続き検証の対象となり得ます。】

6. その他

届出を義務付けることにより、サービスの利用制限を行うものではありません。